

# 埼玉県の水質規制について(1/3)



埼玉県では、公共用水域(河川、湖沼等)における水質汚濁の防止を図るため、水質汚濁防止法や埼玉県生活環境保全条例により、施設の種類や排水量に応じて排水に係る基準が適用されます。内容は以下の通りです。

**表：工場、事業場の種類及び排水量による適用区分**

日平均排水量	特定事業場※1		指定排水工場等※2	指定外工場等※3
10 m <sup>3</sup> 以上	A		A	B
10 m <sup>3</sup> 未満	B※4	C	B	D

適用区分… A：生活環境項目→表 1  
 B：生活環境項目→表 2  
 C、D：小規模事業所排水指導指針による指導※5  
 A~Cに該当し、有害物質を使用している工場、事業場：上記 A~C に加えて有害物質項目→表 3

**※1…水質汚濁防止法で定める特定施設（102 種類）を設置している工場、又は事業場**

**※2…埼玉県生活環境保全条例で規定する、以下の指定排水施設を設置している工場、事業場**

- ① 弁当仕出屋又は弁当製造業の用に供するちゅう房施設（1日 350 食以上）
- ② 共同調理場又は病院に設置されるちゅう房施設（1日 350 食以上）
- ③ 共同調理場及び病院以外の特定給食施設に設置されるちゅう房施設（1日 350 食以上）
- ④ コルゲートマシン
- ⑤ 飲食店に設置されるちゅう房施設（総床面積 250m<sup>2</sup> 以上）
- ⑥ カット野菜製造業の洗浄施設及び原料処理施設
- ⑦注 パン・菓子製造業の用に供する洗浄施設、原料処理施設、混合・攪拌施設及び充填施設  
 注：さいたま市の場合のみ「さいたま市生活環境の保全に関する条例」にて規定されている⑦も含まれる。

**※3…特定事業場又は指定排水工場等以外の工場、事業場**

**※4…以下の特定施設を設置している工場、事業場**

- ① 動物系飼料又は有機質肥料製造業の用に供する原料処理施設、洗浄施設等
- ② 共同調理場に設置されるちゅう房施設（総床面積が 500m<sup>2</sup> 以上）
- ③ 弁当仕出屋又は弁当製造業の用に供するちゅう房施設（総床面積が 360m<sup>2</sup> 以上）
- ④ ⑤、⑥には該当しない飲食店に設置されるちゅう房施設（総床面積が 420m<sup>2</sup> 以上）
- ⑤ そば店、うどん店、すし店の他、喫茶店その他の通常主食と認められる食事を提供しない飲食店(⑥を除く)に設置されるちゅう房施設（総床面積 630m<sup>2</sup> 以上）
- ⑥ 料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブその他これらに類する飲食店で設備を設けて客の接待をし、又は客にダンスをさせるものに設置されるちゅう房施設（総床面積 1,500m<sup>2</sup> 以上）
- ⑦ 病床数が 300 以上であるものに設置されるちゅう房施設、洗浄施設、入浴施設
- ⑧ 自動車分解整備事業の用に供する洗車施設（屋内作業場総面積 800m<sup>2</sup> 以上）
- ⑨ し尿処理施設（501 人以上のし尿浄化槽等）
- ⑩ 指定地域特定施設（201 人～500 人のし尿浄化槽）
- ⑪ ①～⑩の工場、事業場から排出される水(公共用水域に排出される水を除く)の処理施設を設置する工場、事業場

■事業内容■

- ①環境管理に伴う調査・測定・化学分析
- ②ビル管理に伴う水質検査・空気環境測定
- ③水道法第 20 条に基づく水質検査
- ④製品開発・品質管理に伴う化学分析
- ⑤アスベスト分析
- ⑥絶縁油中の PCB 分析
- ⑦労働衛生管理に伴う作業環境測定
- ⑧土壌分析・建設発生土(残土)分析



## 埼玉県の水質規制について (2/3)



### ※5…小規模事業所排水指導指針による指導

指導対象は排水基準が適用されない特定事業場や、一般飲食店及び遊興飲食店に該当したり、排水が著しく汚染されている工場、事業場で、必要に応じて油水分離槽、沈殿槽及び沈殿ます等の簡易な排水処理施設を設置するよう指導する事となっています。

### 自主測定について

有害物質取扱事業場及び、1日あたりの平均的な排水量が10m<sup>3</sup>以上の特定事業場、指定排水工場等には自主測定の回数が規定されています。

排水量の区分	測定頻度
日平均排水量 1000 m <sup>3</sup> 以上	1ヶ月に1回以上
日平均排水量 300 m <sup>3</sup> 以上 1000 m <sup>3</sup> 未満	2ヶ月に1回以上
日平均排水量 10 m <sup>3</sup> 以上 300 m <sup>3</sup> 未満	3ヶ月に1回以上

なお、有害物質取扱事業場においては、有害物質の測定が1ヶ月に1回以上必要となります。また、測定項目については、工場又は事業場の排水等の特性に応じて選定することとなっています。

表1：生活環境項目(単位は mg/l (大腸菌数は CFU/ml、pH は単位なし))

#### ◎共通の項目

#### ◎上乗せ項目

測定項目	基準値	特定施設区分	BOD		SS		フェノール類
			既存	新規	既存	新規	
水素イオン濃度(pH)	5.8~8.6	豚房(総面積 50 m <sup>2</sup> 以上) 牛房(総面積 200 m <sup>2</sup> 以上) 馬房(総面積 200 m <sup>2</sup> 以上) と畜業、死亡獣畜取扱業	80 (60)		150 (120)		5
生物化学的酸素要求量(BOD)	右表参照						
化学的酸素要求量(COD)※1	160(120)	指定地域特定施設 (処理対象人員 201 人～ 500 人のし尿浄化槽)	60	25 (20)	80 (70)	60 (50)	
浮遊物質(SS)	右表参照						
ノルマルヘキサン抽出物質含有量※2	5 又は 30	処理対象人員 501 人～ 2000 人のし尿浄化槽	30	70 (60)	70 (60)		
フェノール類含有量	右表参照						
銅含有量	3	処理対象人員 500 人以下 のし尿浄化槽を除いた、 し尿処理施設	25 (20)	60 (50)	1		
亜鉛含有量	2						
溶解性鉄含有量	10	下水道終末処理施設	25 (20)	60 (50)	1		
溶解性マンガン含有量	10						
クロム含有量	2	上記以外の特定施設、 指定排水施設	25 (20)	60 (50)	1		
大腸菌数	800						
窒素含有量※3	120(60)						
リン含有量※3	16(8)						

※1…湖沼に直接排水する場合に適用。

※2…事業所の種類により基準値が異なります。鉱油類で届け出ている場合は5、動植物油脂類の場合は30。

※3…日平均排水量 50 m<sup>3</sup>以上の事業所に適用。

注：( )内の数値は日間平均値になります。

■事業内容■

- ①環境管理に伴う調査・測定・化学分析
- ②ビル管理に伴う水質検査・空気環境測定
- ③水道法第 20 条に基づく水質検査
- ④製品開発・品質管理に伴う化学分析
- ⑤アスベスト分析
- ⑥絶縁油中のPCB分析
- ⑦労働衛生管理に伴う作業環境測定
- ⑧土壌分析・建設発生土(残土)分析



## 埼玉県の水質規制について (3/3)



表 2 : 生活環境項目(単位は mg/l (pH は単位なし))

測定項目	基準値
水素イオン濃度(pH)	5.8~8.6
生物化学的酸素要求量(BOD)	150(日間平均 120)
化学的酸素要求量(COD)	160(日間平均 120)
浮遊物質(SS)	180(日間平均 150)

注：湖沼に直接排出する場合に限り COD が適用。他の場合は BOD が適用

表 3 : 有害物質(単位は mg/l)

測定項目	基準値	測定項目	基準値
カドミウム及びその化合物	0.03	1,1-ジクロロエチレン	1
シアン化合物	1	シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4
有機リン化合物	1	1,1,1-トリクロロエタン	3
鉛及びその化合物	0.1	1,1,2-トリクロロエタン	0.06
六価クロム化合物	0.2	1,3-ジクロロプロペン	0.02
ヒ素及びその化合物	0.1	チウラム	0.06
水銀及びアルキル水銀	0.005	シマジン	0.03
その他の水銀化合物		チオベンカルブ	0.2
アルキル水銀化合物	検出されないこと	ベンゼン	0.1
ポリ塩化ビフェニル	0.003	セレン及びその化合物※1	0.1
トリクロロエチレン	0.1	ほう素及びその化合物※1	10
テトラクロロエチレン	0.1	ふっ素及びその化合物※1	8
ジクロロメタン	0.2	アンモニア、アンモニウム化合物、 亜硝酸化合物及び硝酸化合物※1	100※2
四塩化炭素	0.02		
1,2-ジクロロエタン	0.04	1,4-ジオキサン	0.5

※1…一部業種については暫定基準が適用されます。なお、ほう素及びその化合物、ふっ素及びその化合物、アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物の暫定基準の概要については、**当社発行ザ・ナイツレポートNo.07010「排水中のほう素、ふっ素、窒素化合物の処理方法」**をご参照下さい。

※2…1Lにつき、アンモニア性窒素に 0.4 を乗じた値と亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量が 100mg

埼玉県では排水量、事業所の種類により上乗せ基準を設け、細かく基準が設定されています。この排出基準を遵守しているかどうかを調べる自主測定は大変重要であり、また継続して行うことにより、基準の遵守、環境リスクの低減を実現することができます。当社では、万が一基準値を超過した際には速やかにお客様にご連絡させていただき Web システムも導入しています。又、基準値超過の原因や対策についてもサポートさせていただきます。

詳しくは、当社 **分析担当者（フリーダイヤル0120-01-2590）**まで、お気軽にお問い合わせ下さい。

## ■事業内容■

- ①環境管理に伴う調査・測定・化学分析
- ②ビル管理に伴う水質検査・空気環境測定
- ③水道法第 20 条に基づく水質検査
- ④製品開発・品質管理に伴う化学分析
- ⑤アスベスト分析
- ⑥絶縁油中のPCB分析
- ⑦労働衛生管理に伴う作業環境測定
- ⑧土壌分析・建設発生土(残土)分析

